

「ひょうご消費者ネット」は、兵庫県において消費者団体訴訟の担い手をめざして設立され、2006年4月には、NPO法人の認証を受けました。会員は弁護士、司法書士、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー等を中心に約100名。2007年6月に適格消費者団体の認定申請を行う予定です。

活動の中心は、ホームページにある被害情報欄に寄せられた情報や会員からの情報などに基づき、不当な約款や勧誘行為の問題点の検討を行い、是正が必要と判断した場合は事業者や事業者団体に対して申入書を送付するなどして是正を求め、消費者被害の拡大防止に取り組んでいます。具体的には、2006年8月に、社団法人生命保険協会に対して、保険のクーリング・オフに関する申入れを行ないました。次に、司法試験、税理士試験などの資格試験予備校の約款を取り上げ、消費者契約法10条違反と考えられる11事業者に対して2007年3月に申入書を送付しています(各申入書と事業者等からの回答書は当団体のホームページに、掲載しています)。

また、2006年度は「割賦販売法改正に向けて」等、2回の公開行事を開催しました。ひとつのテーマを深く掘り下げ、様々な議論を世に問うことは、法改正や消費者運動の推進力になると考えます。今後も公開セミナーやシンポジウムなどにおいても、消費者の皆様が知りたいと思うことや消費者被害に関わる社会的な問題について、情報の発信を行っていきます。

さらに、消費者の立場や視点を大切にして、消費生活に関する意見の表明及び政策提言を行うことも重要な役割だと考えています。

新しい画期的な制度の幕明けにふさわしい活動と機動力を備えた組織体制を整えて、地域に密着した活動を推進していきたいと思えます。消費者団体訴訟制度や当団体の認知度をより高めるように努め、多くの消費者の皆様身近な存在として、社会的役割と使命を果たしていきたいと考えています。ご支援をよろしくお願いいたします。